田中最高裁長官と米国の密約を曝く

今甦る 砂川事件伊達判決

入場無料

10|30

木18:00 開場／18:15 開演

埼玉会館小ホール

基調講演
布川 玲子［元山梨学院大学教授］

パネルディスカッション
末浪 靖司［ジャーナリスト］
吉永 満夫［弁護士・砂川再審請求事件弁護団代表］
土屋源太郎［砂川事件再審請求人代表］
立石 雅彦［弁護士・埼玉弁護士会］

主催：埼玉弁護士会
埼玉県さいたま市浦和区高砂4-7-20
電話 048-863-5255

写真提供＝連合通信社

（日本語訳）

1959年11月5日　アメリカ大使館・東京から国務長官へ

極秘

書簡番号G−230

1959年11月6日　国務省受信 米東部時間 午後4時48分

同文情報提供：太平洋軍司令官と、フェルト長官と政治顧問に限定、在日日米郡司令部とパーンズ将軍に限定

田中最高裁長官との最近の非公式の会談の中で砂川事件について短時間話し合った。長官は、時期はまだ決まっていないが、最高裁が来年の初めまでには判決を出せるようにしたいと言った。彼は、15人の裁判官全員について最も重要な問題は、この事件に取り組むさいの共通の土俵をつくることだと見ていた。できれば、裁判官全員が一致して適切で現実的な基盤に立って事件にとりくむことが重要だと田中長官は述べた。裁判官の幾人かは、「手続き上」の観点から事件に接近しているが、他の裁判官は「法律上」の観点から見ており、また他の裁判官は、「憲法上」の観点から問題を考えている、ということを長官は示唆した。

（裁判官のうち何人かは、伊達判事を裁判長とする第1審の東京地裁には、合衆国軍隊駐留の合憲性について裁定する権限はなく、自己の権限と、もともと［基地への］不法侵入という事件について地裁に提起された特有の争点を逸脱しているという、狭い手続き上の理由に結論を求めようとしていることが私にはわかった。

他の裁判官は、最高裁はさらに進んで、米軍駐留により提起されている法律問題それ自体に取り組むべきだと思っているようである。

また、他の裁判官は、日本国憲法のもとで、条約は憲法より優位にあるかどうかという大きな憲法上の問題に取り組むことを望んでいるのかもしれない。）

田中最高裁長官は、下級審の判決が支持されると思っているという様子は見せなかった。反対に、彼は、それは、覆されるだろうが、重要なのは15人のうちのできるだけ多くの裁判官が憲法問題に関わって裁定することだと考えているという印象だった。こうした憲法問題に、［下級審の］伊達判事が判決を下すのはまったく誤っていたのだ、と彼は述べた。

出典：『９条「解釈改憲」から密約まで　対米従属の正体　米公文書館からの報告』末浪靖司 著（高文研）

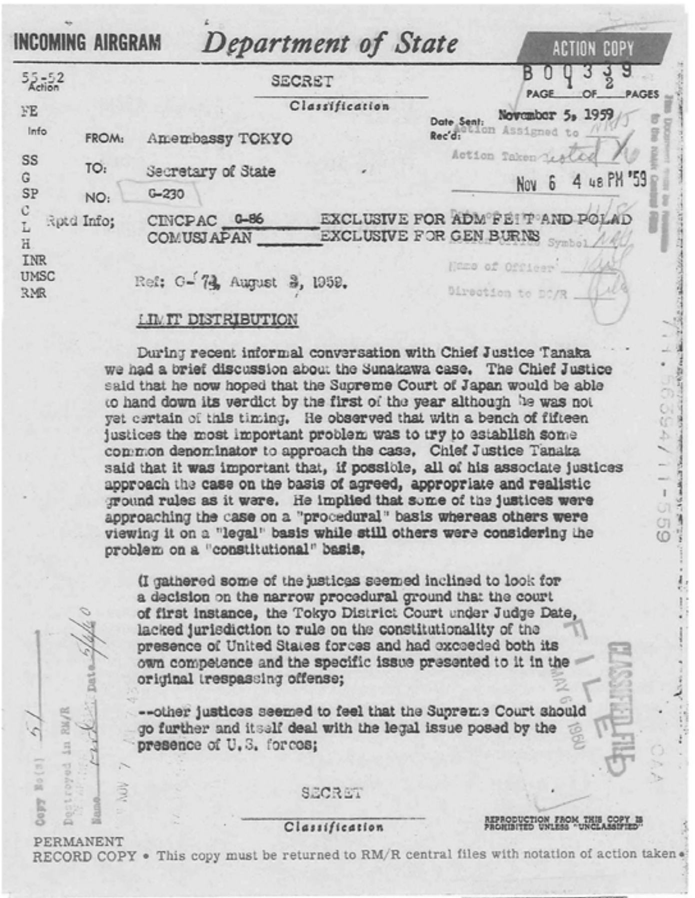

INCOMING AIRGRAM　Department of State　ACTION COPY

SECRET
Classification

B 0 0 3 3 9
PAGE 1 OF 2 PAGES

Date Sent: November 5, 1959
Rec'd:

FROM: Amembassy TOKYO
TO: Secretary of State
NO: G-230

Nov 6 4 48 PM '59

Rptd Info; CINCPAC G-86 EXCLUSIVE FOR ADM FELT AND POLAD
COMUSJAPAN EXCLUSIVE FOR GEN BURNS

Ref: G-73, August 3, 1959.

LIMIT DISTRIBUTION

During recent informal conversation with Chief Justice Tanaka we had a brief discussion about the Sunakawa case. The Chief Justice said that he now hoped that the Supreme Court of Japan would be able to hand down its verdict by the first of the year although he was not yet certain of this timing. He observed that with a bench of fifteen justices the most important problem was to try to establish some common denominator to approach the case. Chief Justice Tanaka said that it was important that, if possible, all of his associate justices approach the case on the basis of agreed, appropriate and realistic ground rules as it were. He implied that some of the justices were approaching the case on a "procedural" basis whereas others were viewing it on a "legal" basis while still others were considering the problem on a "constitutional" basis.

(I gathered some of the justices seemed inclined to look for a decision on the narrow procedural ground that the court of first instance, the Tokyo District Court under Judge Date, lacked jurisdiction to rule on the constitutionality of the presence of United States forces and had exceeded both its own competence and the specific issue presented to it in the original trespassing offense;

--other justices seemed to feel that the Supreme Court should go further and itself deal with the legal issue posed by the presence of U.S. forces;

SECRET
Classification

PERMANENT
RECORD COPY • This copy must be returned to RM/R central files with notation of action taken •

DECLASSIFIED
Authority NND 907416
By NARA Date 9-2011

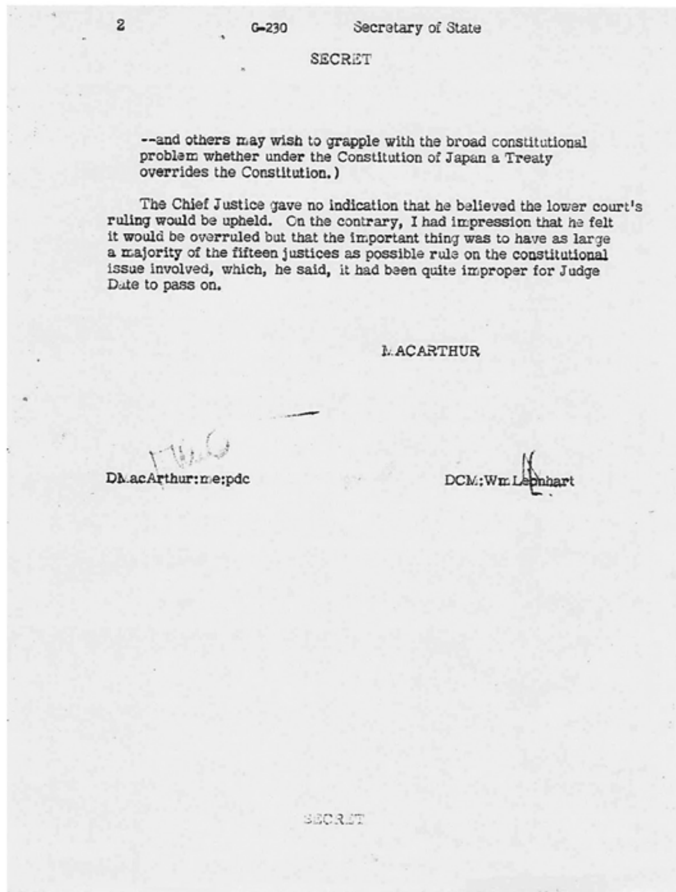

2　G-230　Secretary of State

SECRET

--and others may wish to grapple with the broad constitutional problem whether under the Constitution of Japan a Treaty overrides the Constitution.)

The Chief Justice gave no indication that he believed the lower court's ruling would be upheld. On the contrary, I had impression that he felt it would be overruled but that the important thing was to have as large a majority of the fifteen justices as possible rule on the constitutional issue involved, which, he said, it had been quite improper for Judge Date to pass on.

MACARTHUR

DMacArthur:me:pdc　DCM:WmLeonhart

SECRET

DECLASSIFIED
Authority NND 907416
By NARA Date 9-2011

市民集会「今甦る砂川事件伊達判決」報告集

目 次

＊ あいさつ　…………………………… 2
埼玉弁護士会会長　大倉　浩

＊ パネルディスカッション　…………………… 4
パネリスト
ジャーナリスト　末浪　靖司
弁護士・砂川再審請求事件弁護団代表　吉永　満夫
砂川事件再審請求人代表　土屋源太郎
弁護士・埼玉弁護士会　立石　雅彦
コーディネーター
埼玉弁護士会　吉野　匡彦

＊ 資料　…………………………… 24
東京地方裁判所判決（昭和 34 年 3 月 30 日）
最高裁判所判決（昭和 34 年 12 月 16 日）

開催にあたってのご挨拶

埼玉弁護士会会長　大倉　浩

皆様、こんばんは。本年度、埼玉弁護士会会長の大倉浩です。

平日の夜間というお忙しい時間にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

田中最高裁長官と米国の密約をあばくというテーマで、砂川事件における伊達判決の意義を現在の集団的自衛権行使容認の閣議決定という現状の中で考えていくものです。

砂川事件とは、1957年に米軍基地拡張に反対するデモ隊が、米軍基地内に入ったことについて、デモ隊関係者が起訴された事件で、在日米軍の正当性を問う刑事事件です。

東京地方裁判所の伊達秋雄裁判長は、59年3月、日本政府による米軍駐留許可は、日本国憲法第9条が禁止している戦力の保持にあたり違憲であり、米軍基地に立ち入った者を逮捕起訴した刑事特別法は違憲立法であるとして、米軍基地に立ち入った者を全員無罪としました。

これに対して検察は、直ちに最高裁判所へ跳躍上告しました。最高裁判決は59年12月16日に示されましたが、最高裁判所の田中耕太郎長官は、憲法9条は日本の自衛権を否定しておらず、駐留米軍は憲法第9条が禁止する日本国が指揮管理できる戦力ではなく、憲法に反しないとの判断を示しました。また、日米安保条約のように、高度な政治性を持つ条約については、明白違憲無効と認められない限りは、裁判所が、違憲かどうかの法的判断を下すことができないという“統治行為論”を採用し、原判決を破棄して、地裁に差し戻しました。

東京地裁が示した第一審判決は駐留米軍を憲法違反の存在と認定し、無罪判決を示したものですが、最高裁はこの第一審判決を覆しました。

問題は、この最高裁判決の裏側で国家権力が介在し、立法司法行政という三権分立が侵害されたのではないかということです。皆様も御存じのとおり、三権分立により立法、行政、司法が相互に抑制し合うことにより、国民の人権を守るのが憲法の基本原理です。司法は、特に立法、行政の誤りを正すという国民の基本的事件を守る最後の砦として、極めて重要な使命があります。大飯（おおい）原発の差し止め訴訟では、「国民の生活こそが、国富

このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが、国富の喪失であると当裁判所は考えている」とし、差し止めを容認しました。

このように司法の使命は極めて重要です。このような司法の使命にもとるものとして、伊達判決に対する最高裁がいかに重大な問題があったのかについて、本日は、市民の皆様と共に考えていく絶好の機会です。ぜひとも今日の機会を通じて、最高裁判所等の司法の問題点について考えてまいりましょう。

パネルディスカッション

パネリスト

ジャーナリスト	末浪　靖司
弁護士・砂川再審請求事件弁護団代表	吉永　満夫
砂川事件再審請求人代表	土屋源太郎
弁護士・埼玉弁護士会	立石　雅彦

コーディネーター

埼玉弁護士会	吉野　匡彦

はじめに

吉野　基調講演に引き続きまして、パネルディスカッションを始めさせていただきたいと思います。私は、進行役を務めさせていただきます埼玉弁護士会の吉野匡彦です。よろしくお願いします。

基調講演での布川さんのお話は、田中長官の思想的背景などに立ち入って田中長官の行動を考察するものであって、大変興味深く聞かせていただきました。ここからは､パネリストの方々とこの問題について検討していきたいと思います。

まず、パネリストの紹介をさせていただきたいのですが、その前に、改めて、砂川事件について、簡単にご説明をさせていただきます。

砂川事件というのは、第２次大戦後の冷戦の中でアメリカ政府が進めようとしていた大型機発着のための米軍立川基地拡張計画に反対する砂川闘争と呼ばれる運動の中で起きた事件でした。具体的には、1957 年 7 月 8 日、東京調達局が土地強制収用のための強制測量をした際に、基地拡張に反対するデモ隊の一部が米軍基地の境界柵を壊して基地内に数メートル立ち入ったとして、デモ隊のうち 7 人が､「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第３条に基づく行政協定に伴う刑事特別法」という法律に違反したとして起訴されたという事件です

パネリスト紹介

吉野　まずは土屋源太郎さん。今、私が紹介しました砂川事件の被告人であった方であって、再審請求をしておられるご本人でもいらっしゃいます。また、伊達判決を生かす会の共同代表でもいらっしゃいます。

まず、砂川事件の中で、なぜ土屋さんたちが基地へ入る状況となってしまったのか、簡単にご紹介いただけないでしょうか。

土屋　どうもこんばんは。ご紹介いただいた土屋でございます。

今、お話しありましたけれども、砂川闘争というのは、1955 年、56 年、57 年と 3 年に及ぶ闘争だったわけです。それで、55 年、56 年の闘争というのは、米ソの軍拡競争の中で、冷戦下で、アメリカが原水爆を搭載できる大型ジェット機を開発して、そうなると、滑走路が非常に足りないということで、その滑走路を拡張するために立川飛行場の一部、砂川町の土地を強制的に買収する。これに地元の人たちが、その申し入れに対して反対するという反対同盟が結成されて、それを支援するために労働者、学生がその闘争に参加したものです。

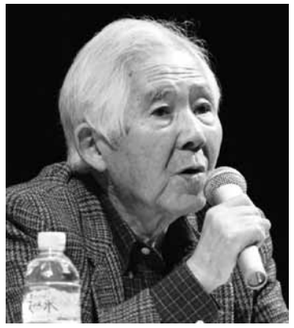

土屋 源太郎 氏

55年、56年は、基地外の基地拡張をするための土地の測量、それを阻止するという闘争があった。その中で一番大きい闘争で、56年10月の12日、13日には、支援団体の人たちが約6,000名以上、それで機動隊が3,000名、その状況の中で、こん棒でぶん殴られて、大学生が軍靴のようなもので蹴飛ばされたりして、これは流血の砂川で有名ですが、約1,000人以上の我々支援団体から負傷者が出ました。そのために14日になって政府が世論の大きな盛り上がりがあったため,測量を中止しました。

ところが、57年の闘争になると、これが基本的に変わってきた。

なぜかというと、実は55年、56年の闘争があったために、当時、基地の中に強制的に米軍が占領してきたときに収用されていた土地が、当時の行動隊長の青木さんという方の土地を含めてあった。青木さんたちは、その強制収用が拡張のためにあるというので、それに反対する意味で基地内の土地の返還要求をし、訴訟を起こした。それに対抗するために、今度は米軍が日本政府に依頼して、この契約を一方的に破棄して基地内の土地を強制収用するということで、57年の闘争があったわけです。

当時、僕は、都学連の委員長という立場にありましたから、当然現地の指揮の責任者でもあった。僕はもう、当然基地内にある土地ですから、それに反対する行動をする以上、やはり基地内に突入するのは当然のことだということで、実は侵入を決めていました。そういう意味では、実際には確信犯であったわけです。

吉野　ありがとうございました。

それでは、末浪靖司さんをご紹介します。末浪さんは、ジャーナリストでありまして、専門分野は安保・外交です。今回、アメリカ公文書館で秘密指定を解除された文書を調査、研究、発表された方でもあります。著書には、「対米従属の正体」、「検証・法治国家崩壊」があります。

まず、秘密指定解除文書について、文書発見の経緯などをお話いただきたいと思います。

末浪　ご紹介いただきました末浪靖司と申します。

私は、安保・外交担当の政治部の記者としまして、アメリカ軍がこの日本国内で、例えば米軍機が低空で日本国中自由に飛び回っているとか、あるいは核兵器を積んだ疑惑のある艦船が港湾の管理者である地方自治体の首長が反対しているにもかかわらず強引に入ってくる、こういう日本の現実に大変疑問を感じまして、外務省に何回も通いまして、ぎりぎり詰めました。結局、外務省は明確な回答ができずに、私は、退職を少し早め、退職金をつぎ込みまして、アメリカに渡りました。昨年まで毎年のようにアメリカの公文書館に通い、朝から晩まで文書を読んでまいりました。

この解禁文書について若干ご説明いたします

末浪　靖司 氏

と、アメリカには「情報自由法」という法律があり、アメリカ政府及び軍部がつくった文書で30年を経ったものは全て公開することになっています。この制度ができたのはリンカーンの時代です。1860年代です。それが今日まで続いています。これは、やはりイギリスの植民地から独立したアメリカの民主主義の伝統が今も残っているのだと思います。日本はそのようにはなっていません。

公文書館では、文書には機密（トップシークレット）、極秘（シークレット）、それから秘密（コンフィデンシャル）、あるいは部外秘（オフィシャル・ユース・オンリー）とか、いろんな秘密のランクをつけておりますけれども、大体、日米関係のものは、極秘（シークレット）が非常に多いわけです。皆さんのお手元にありますのは、極秘の書簡であります。飛行機で運んでいました。それ以外に電報であるとか、覚書であるとか、膨大な文書がありまして、私は当初3カ月も行ったらいいだろうと思っていたのですが、結局、昨年まで毎年のように通うことになりました。アメリカのワシントン郊外の民家を間借りして、自炊生活をしました。私が発見いたしましたのはこれだけじゃなくて、閲覧申請をして出てきた全部の文書を読みました。

例えばマッカーサーや、アメリカの国務省なり軍部がどのようにして、田中耕太郎に鈴をつけたのか。田中耕太郎は1950年3月3日の占領下に最高裁長官になったわけですが、そのときからアメリカは、田中耕太郎に目をつけておりました。その後、アリソンだとか、大使は次々にかわりますけれども、系統的に田中耕太郎に工作をしておりました。

後でもお話しいたしますけれども、最高裁判決というのは、駐留米軍に関しては、この田中耕太郎の判決だけじゃなく、全ての判決がアメリカにとって非常にいいようなものになっています。そのアメリカの評価については、この本（『検証・法治国家崩壊』）の中でも紹介させていただいております。まさに今日の題名にありますように、日本の最高裁の大勢は、アメリカに従属した日本の戦後政治の中でつくられているということを私はまず強調させていただきたいと思います。

吉野　ありがとうございました。

末浪さんには、また秘密指定解除文書について、後で詳しく説明をしていただきたいと思います。

次は、吉永満夫さんです。吉永さんは、千葉弁護士会所属の弁護士です。砂川再審請求事件の弁護人であって、弁護団の代表を務めておられます。著書としては、花伝社「官僚法学批判」、日本評論社「崩壊している司法」があります。

吉永さんにお聞きしたいのですが、砂川再審請求事件にかかわるようになった経緯について、まず教えてください。

吉永　満夫 氏

吉永　どうもこんばんは。ご紹介いただきました吉永満夫と申します。

この砂川再審請求という歴史的な事件に私が参加させていただいたことについて、本当に関係者の皆さんに、私、感謝している次第なのですが、その経過ということなのですが、これは全くの偶然だったことをちょっと申し上げたいと思います。

私は、若いころから、司法権の問題、最高裁の問題について大変関心があり、今、ご紹介いただきました「官僚法学批判」を14年前に書きました。確か5年ぐらい前だったと思います。先ほど基調講演をされた布川さんが、私の大学時代の後輩なのですが、あるとき、私、布川さんから電話をもらいました。「吉永さん、砂川事件の元被告人である土屋さんが山梨学院大学に来られて学生に話をする。できたら一緒に聴きませんか」と、こういうありがたいお誘いをいただきました。

私、早速、山梨学院大学に行って土屋さんのお話を聴いたのですが、そのとき、土屋さんとは初対面でした。いろいろな話の中で、土屋さんから当時のいろんな運動をされていると伺いましたが、私、たまたま情報公開手続に関心を持って対応していたものですから、土屋さんのグループが最高裁に対して情報公開しているということで、そのお手伝いをさせていただき、それが現在も続いています。

先ほど紹介いただきました「崩壊している司法」、これは私が弁護人をしている、横浜再審請求事件という戦前の言論弾圧の横浜事件の再審請求について書いている本なのですが、この本を書く過程において、実は昨年、砂川事件の再審請求もできるのではないかと思いつきまして、土屋さんにご提案をして現在に至っているということになります。

吉野　ありがとうございます。

続きましては、立石雅彦さんです。立石さんは、埼玉弁護士会所属の弁護士で、弁護士会の副会長やさまざまな委員会の委員長を歴任しておられます。人権問題あるいは憲法問題に詳しいということで、きょうはパネリストとして参加してもらっています。立石さん、自己紹介を兼ねて、本日の市民集会を開くことになった経緯をお話しください。

立石　皆様、こんばんは。立石と申します。よろしくお願いします。

さて、私も委員である司法問題対策委員会が埼玉弁護士会にございまして、この委員会では、5～6年程前から最高裁判所の改革をテーマとして調査・研究を続けております。というのは、最高裁判所が「憲法の番人」、あるいは「人権の最後の砦」という職責をこれまできちんと果たしてきていないのではないかという疑問がかねてよりあり、最高裁判所を改革しなければ、この国の人権状況は良くならないのではないかと

立石　雅彦 氏

考えてきたからです。

そして、この司法問題対策委員会は、5年程前に最高裁判所にある事務総局というところが裁判官を人事的に統制している点が問題ではないかということで市民集会を開催しました。

それから、最高裁判所には15人しか裁判官がおりませんが、フランスの最高裁にあたる破棄院には130人前後の裁判官がいます。こういった点からみても、日本の最高裁の裁判官は少な過ぎる。少なすぎるため、この国の最高裁の判断は不十分あるいは人権に冷たいものになっているのではないかというところから、2年前には最高裁の抜本的機構改革をテーマにしたシンポジウムを開催しました。

そして、今回は砂川事件です。この砂川事件の最高裁判決につきましては、かねてより、当時の田中最高裁長官が事前に評議内容などをリークしていたのではないかという噂がありました。しかし、その証拠は私ども市民には知り得なかったのです。ところが、一昨年から今年にかけて末浪さんや布川さんが出版された本により、それが本当であったことを示すアメリカの解禁秘密文書が白日のもとにさらされてきたわけです。これを我々は目にしまして、司法の独立というものをないがしろにする最高裁の姿勢を問題としてとり上げたシンポジウムを開催しなければいけないと考え、本日の集会開催に至った次第です。

吉野　今、立石さんが触れた2年前のシンポジウムですけれども、タイトルが、「これでいいのか！最高裁」というタイトルで、埼玉弁護士会のホームページでも、その結果について閲覧することができますので、興味ある方はぜひこちらもごらんになってください。

第一審判決（伊達判決）について

吉野　では、早速、第一審の判決について触れていきたいと思います。先ほどから話題になっています伊達判決です。これは東京地裁の刑事第13部で出されまして、昭和34年、1959年3月30日に下されています。結果は無罪判決でした。今日、皆さんにお配りしている資料の中にその判決文が入っています。主文のところだけ見ていただいてもわかるとおり、本件各公訴事実について、被告人土屋源太郎は無罪となっています。これが伊達秋雄裁判長の名前をとって伊達判決と呼ばれているのですが、では、吉永さん、この判決の内容、あるいは理由づけなどについ

て紹介していただけないでしょうか。

吉永　判決について若干説明をさせていただきます。

まず、罪名ですが、罪名というのは、いわゆる殺人だとか、強盗だとか、そういった言葉で語られます。先ほどちょっとご紹介ありましたのですが、長いので、刑事特別法違反事件と、これから呼ばせていただきます。要するに、事件は被告人たちが日本に駐留する合衆国軍隊の敷地内に正当な理由なく立ち入ったという事実が問われた事案です。

無罪の根拠なのですが、一言で言えば、米軍が憲法９条２項に違反する存在であるということなのです。理由づけは若干込み入っています。

判決は次のとおりです。通常であれば、敷地内に立ち入ったという事実は軽犯罪法違反となり、拘留または科料という軽い制裁にとどまるのに、刑事特別法２条は、１年以下の懲役または罰金という重刑を科しています。重刑を科す以上、それなりの根拠がなければならない。しかし、本件では処罰する根拠はない。つまり、駐留米軍が憲法９条２項に保持を禁止されている戦力に該当し、憲法違反の軍隊を処罰をもって保護している刑事特別法２条は、適正手続を定める憲法31条に違反し、無効である。起訴の根拠が無効な法律であるから、被告人は無罪である。こう裁判所は述べています。

ここで、今、憲法31条という条文を裁判所は引用しているのですが、これは憲法上目立たないのですが、極めて重要な規定です。人を処罰するには、単に内容的に根拠があるだけではなくて、処罰する手続、裁判手続が適正でなければならないということを定めている憲法の規定です。

この判決は決して過去のものではなく、現代につながる問題を提起していますので、若干長いですが、ちょっとそのさわりの判決文を読ませていただきます。

「わが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。」

このように現在の問題をこの判決は提起していると私は考えています。

吉野　このような無罪判決が出されたわけですが、土屋さん、無罪判決をお聞きになった時の感想などお話しいただけますか。

土屋　はい。そのときの状況を少し話しましょう。当然私どもは７名が起訴されましたから、米軍の駐留そのものが違憲、そこへ侵入したこと自体が我々として当然の行動だという考えで、弁護団を含めて、被告人も陳述しました。

吉野　匡彦 氏

当時、弁護団は、海野普吉という、非常に日本でも高名な弁護士の先生を中心にして数十名の弁護団が結成されていたわけです。それで、先ほど話が出ました1959年３月30日が判決の日でした。被告人席に座っていましたが、伊達さんが主文無罪という判決を読み上げたときには、一瞬、頭の中が真っ白になりました。法廷内がしいんと静まった。それで、少し時間を置いたら、今度はうわあっと、ざわざわ。というのは、記者から何から、みんな外に飛び出した。そういう状況にありました。

もう一つは、今先生が言った判決文をずっと聞いていると、我々が主張したことをほとんど取り入れている。こんなすごい判決はない。それから、こんな良心的な裁判官がいるのかという感激をすごく思いました。ただ、当然この判決が出た以上は、日本政府、アメリカ政府も相当ろうばいするから、当然これに対する上告があるということは予想もしていた。ただ、正直言って、当初は跳躍上告がすぐああいう形でされるとは予測していませんでした。跳躍上告が出たとき、やっぱりやってきたなという思いは持ちました。

吉野　ありがとうございます。

そのとき支援者の方もたくさんいらっしゃったと思いますし、マスコミの方なども大勢取材に来ていたと思いますが、そういう方々の反応というのはどんな状況だったのでしょうか。

土屋　当時、60年の安保改定闘争が始まっている時期ですから、当然支援者というか、支援団体は、物すごい勢いつきました。それから、マスコミも取材としては、比較的その伊達判決を支持するような論調が結構あったのです。ただ、学者の説としては２つに分かれましたね。これを支持するのと、やはりこの判決は行き過ぎではないかという論調とありました。

跳躍上告から最高裁判決に至る経緯について

吉野　今、土屋さんのお話の中に跳躍上告という言葉がありましたが、結果として、この伊達判決に対しては、検察側が跳躍上告をするという形で、さらに最高裁に移っていきます。跳躍上告について、若干私が説明をさせていただきますと、通常、一審判決に不服があれば、高等裁判所に控訴することになるわけですが、一定の場合には、高裁を飛ばして、いきなり最高裁に上告できるという刑事訴訟法上の制度がありまして、これを跳躍上告、あるいは飛躍上告と呼

んでいます。

それで、その跳躍上告の背景にいろいろな出来事があったようでありまして、また、その上告の後、最高裁判決に至るまでにいろいろな密談も行われたようですので、そのあたりの詳しい事情を、末浪さんから話していただきたいと思います。

末浪　今、日本を防衛するということで駐留しているアメリカ軍が、今、世界中に展開しておりますよね。このことを今から55年前に既に見抜いて判決文に書き入れていた、この伊達判決は本当にすばらしいと思います。

この伊達判決が出ましたのは、安保改定交渉がずっと行われており、安保条約及び安保改定に反対する運動がどんどん高まりつつあったときです。

伊達判決は1959年3月30日に出されたのですけれども、これを新聞で見たマッカーサーは、びっくり仰天いたしました。それで、翌朝7時に当時の藤山外務大臣を呼び出しまして、密談したのでありますが、すぐに跳躍上告をしろということを言いました。この経過を示す秘密文書を発見されましたのは、私の先輩であります新原昭治さんです。2008年に見つけられて、それによって、50年間にわたって世間の話題から既に消えていた伊達判決あるいは砂川事件が改めて世の人たちの目に触れるようになったわけです。

そして、1959年4月3日には、早くも当時の岸内閣は跳躍上告を決定いたします。それをマッカーサーに当時の自民党の幹事長、福田赳夫が通告するわけです。

この辺のことは全部アメリカの公文書館の秘密文書に書かれており、新原さんがそれを見つけられましたが、このとき福田赳夫は、跳躍上告によって伊達判決は覆せるという見通しを述べていました。跳躍上告することで伊達判決は覆せることをアメリカは知っていたわけです。伊達判決を覆すために、マッカーサーが田中耕太郎最高裁長官と密談をいたしましたのは、アメリカの公文書館の文書で見る限りは2回であります。1回目は4月22日、既に跳躍上告が決まりまして、このときは田中耕太郎に対して、早く判決を出してくれ、そうしないと安保改定交渉もなかなか進まない、調印はできないということを言いました。これに対して田中耕太郎は、通常から言えば最高裁は3,000件の案件を抱えているから非常に時間がかかるのだけれども、この事件では早くやるという約束をしています。

もう一つは、私が発見いたしました、皆さんのお手元のチラシの裏にあります1959年11月5日の極秘文書です。最高裁砂川判決は1959年12月16日ですから、その40日前です。このときには、既に8月から始まりました大法廷における弁論が9月に終わりまして、10月に15名の裁判官による評議が行われました。11月初め頃は評議が済んでおりました。この評議の中身を田中耕太郎はしゃべったわけです。この中身は後で申し上げます。

私は昨年また公文書館へ行きました。私も長いこと通っておりますから、向こうのアーキビストという文書の専門家やスタッフとも仲よくなりました。それで、砂川判決の関係では一体どんなものがほかにあるのか。全部調べまして、開示されていない秘密にされている文書もあり、私は彼らの協力を得てそれらの文書を開示請求いたしました。しかし、いまだに回答は来ません。だから、明らかになったのは、今のところまだ2つですけれども、まだ隠されている事実があるかもしれません。しかし、この2つによって非常に重要なことが明らかになりました。

皆さんのお手元に、英文の原文と和訳文の両方の文書があります。この英語の原文の紙は黄色い色がついています。これは国務省が区分けをするためにつけているもので、これはコピーでないという証明でもあります。それはさておきまして、この中身を皆さんに考えていただきたいのです。

ここで田中耕太郎が言っているのは、裁判官にはいろいろいる、この事件に取り組む立場がですね。ある者は手続上の問題を言う、ある者は法律上の問題を言う、ある者は憲法上の問題を言う、しかし、大事なのは共通の土俵にのせることだと繰り返し言っております。そして、最後に伊達判決は覆せる、大体、伊達という東京地裁の判事が、こういう憲法上の問題を判決したのは間違いだったのだということまでマッカーサーに言っているわけです。これによって、最高裁の判決がどういうものになるかということは、マッカーサーはわかったわけです。

つまり、評議の中では裁判官はばらばらだけれども、共通の土俵にのせる、そして憲法上の判断をさせるということを、ここでマッカーサーに対して田中は言っているわけです。

マッカーサーや、アメリカの国務省なり軍部が狙っておりましたのは、安保条約についてどうこうというよりも、在日米軍、米軍の駐留が憲法に違反しないという判決をとりたかったわけであります。なぜそうなのかということは、時間の関係で省略しますけれども、判決文を見ますと、評議の中ではばらばらだった裁判官が、憲法上、在日米軍の駐留は憲法違反でないというところに15名全員で一致しているわけです。ですから、私は、田中耕太郎が強い影響力を行使したとしても、裁判官もやはりアメリカの意向に逆らわないで従ったのだと思います。

安保条約につきましては、最高裁砂川判決は、いわゆる統治行為論というように言われておりますけれども、要するに高度な政治問題については一見明白でない限り、司法審査の範囲外であるという判断を下しております。これにつきましては、最高裁の砂川判決の中で裁判官がいろいろ少数意見を出しています。田中耕太郎も少数意見を出しています。

ただし、駐留米軍は、憲法9条が禁止している日本の戦力に当たらないということについては、誰からも少数意見はついていないわけです。私は、ここにも我々日本国民にとって重大な最高裁の体質があると思います。しかも、この最高裁判決は、今日も下級審を拘束しています。例えば米軍の爆音で苦しんでいる住民が訴えても、全て却下されております。米軍が何をしても、要するに裁判所はノーと言わないというのが今日も続いているのではないかと思います。その根源はこの砂川判決にあり、それをつくり出した田中耕太郎とマッカーサーの密談、それに追随した最高裁15名の裁判官にあります。

憲法76条3項に、裁判官は良心に従い独立してその職権を行使するという規定がありますけれども、最高裁の裁判官、あるいは、その判例

に拘束されている下級審の裁判官は一体どういうことを考えておられるのか、ぜひ専門家の皆さん方からお聞かせいただきたいと考えております。

吉野　ありがとうございました。

末浪さんはアメリカに何回ぐらい行っておられるのですか。

末浪　先ほどちょっと言い忘れました。2005年からアメリカに行きまして、最初はワシントンのキャピトルヒルの議事堂の隣にある議会図書館で調べておりました。その翌年に公文書館に移りまして、大体毎年、どうしても行けない年もあったのですが、そのときは大体その翌年に長期間行っていました。そして、このマッカーサーと田中耕太郎の密談文書を発見しましたのは2011年ですけれども、昨年も行きまして、今申し上げましたように調べてまいりました。これはまだ本にはしておりません。今後、出していくつもりでございます。

吉野　そうすると、何十回にもなりますか？

末浪　そうですね。1年に2回、3回行ったこともあり、ちょっと数えられません。

吉野　そういう末浪さんたちの大変なご苦労があって、こういう文書が明るみに出てきたわけですけれども、もしそういう調査がなければ、今でもこれらの事実は闇に葬られているかもしれないということに、とても恐ろしさを感じるわけであります。

次は、土屋さんにちょっとお聞きしたいのですが、跳躍上告をされたというのは、土屋さん、どこでお聞きになりましたか。

土屋　跳躍上告したというのは、それこそ学連の事務所で弁護士からその連絡は受けました。

吉野　どんなお気持ちでしたか、そのときは。

土屋　それはもう、「コノヤロー！」という感じですよ。

吉野　一言で、「コノヤロー」（笑）。それで、近年、末浪さんからお話があったような密談等の背景事情があったことをお知りになったと思いますが、そのときのお気持ちはどんなものだったでしょうか。

土屋　この件を最初に知りましたのが、2008年4月29日夜、毎日新聞の記者から電話が僕にかかってきまして、新原昭治さんという方がアメリカでこういう文書を発見したと。それで、この内容について明日記事にして発表したい。ついては、私のコメントが欲しいということでした。僕は、前から跳躍上告の裏側には何かがあるなということは感じていました。やっぱりやりやがったなという気持ちは強くそのとき受けたわけです。ですから、当然コメントとしては、とても許せないというようなコメントをしまして、そのコメントは新聞にも載りました。

そこで私がとったのは、実は2つあります。1つは、この状況の中で改めて、やはり伊達判決というものの重要性をもう一回問い直す必要がある。それを多くの人に知ってもらう活動をしたいということで、そのための会をつくりたいということで、昔の仲間を初め多くのみんなに呼びかけて、伊達判決を生かす会を結成しました。

それから、これと同じような形で、日本側に当然行政文書があるだろうということで、行政文書の開示請求をしようと、2009年3月5日、外務省、法務省、それから内閣、最高裁、この関係4省に対して開示請求をしました。ところが、全部、文書は存在しない、不開示という結果でした。これはもう明らかに、先ほど話があった特定秘密保護法ができる以前の状況でもこういう状況ですから、非常にここが問題だというふうに思っています。

最高裁判決について

吉野　立石さんにお聞きしますが、田中最高裁長官の行動について、法律家の立場からはどんなふうにお考えになりますか。

立石　これは、まず誰でもが思い浮かぶのは、裁判所法75条2項の評議の秘密に触れるのではないかということですよね。

それは、先ほどの布川先生の御講演において何度もお話に出ていたのですけれど、ただ、解禁秘密文書の中身だけを見ると、評議の中身を具体的に漏らしたかどうかということまでの断定はできない。推察はできますけれども。ただ、少なくとも評議の秘密、裁判官の守秘義務を定めた裁判所法75条の趣旨、これはすなわち裁判に対する国民の信頼確保ですけれども、この趣旨・精神に反しているのはもちろん確かだと思います。

ただ、その守秘義務、評議の秘密を定めた裁判所法75条2項違反ということもさりながら、ここで改めて提起したいのは、この田中長官の行動は、判決言渡しの時期を漏らしたり、あるいは恐らく一審判決は支持されない、覆されるであろうと感想を述べたとか、そういった点が米国にとっては非常に重要だったということを考えますと、これは裁判所法52条1号違反ではないかということです。この裁判所法52条1号というのは、裁判官が在職中に積極的に政治運動をすることを禁止している条文です。この条文の関係でいきますと、裁判官に対する戒告処分の違憲違法性が争われた「寺西裁判官事件」が想起されます。この寺西事件の1998年、平

成10年12月の最高裁大法廷決定は次のように言っています。「この裁判所法52条1号の積極的に政治運動をすることとは、組織的、計画的、または継続的な政治上の活動を能動的に行う行為であって、裁判官の独立及び中立、公平を害するおそれがあるものがこれに該当する」と。この最高裁決定はその理由の中でこうも述べます。「裁判官はいかなる勢力からも影響を受けることがあってはならない。とりわけ政治的な勢力との間には一線を画さなければならない」と。また、「職務を離れた私人としての行為であっても裁判官が政治的な勢力にくみする行動に及ぶときは、当該の裁判官に中立、公正な裁判を期待することはできないと国民から見られるのは避けられないところである」とも述べているのです。

さらには、「身分を保障され、政治的責任を負わない裁判官が、政治の方向に影響を与えるような行動に及ぶことは、これまで述べたような意味において、裁判の存立する基礎を崩し、裁判官の中立、公正に対する国民の信頼を揺るがす」とまで言っているのです。

このような大法廷決定の判断は、そのままこの田中長官の一連の行動に当てはまるし、そう指摘しなければいけないと私は考えています。田中長官の一連の行動は、まさに国民の裁判制度、司法制度そのものに対する信頼を突き崩しかねないものだと言わざるを得ないのです。

吉野　ありがとうございます。

最高裁判所という存在は、まさか、そんな裏でこそこそ誰かと密談をするような組織ではないだろうと、皆さんも思っていたであろうし、私もそう思っていたのですが、やはりこういう事実を見ると、この事件自体は過去の事件ですけれども、一体その後もこういうことをやっていないのかという疑問が湧いてきてしまいます。

そういう経緯を経て最高裁判決が出されるわけですが、結果といたしましては、1959年、昭和34年12月16日、破棄差し戻しの判決となりました。これも、本日の資料に載せてあります。補足意見等は割愛させていただいていますが、最後のところに載っております。

では、引き続いて、立石さんに、この判決内容、それから理由づけなどについて、あるいは判決に対する評価などについて、お話しいただきたいと思います。

立石　まず、この判決の理由づけについて述べさせていただきます。一読しておわかりのとおり、わかりにくい内容だというのが第一印象です。何でわかりにくいのかなと考えると、やはりこの判決理由が論理一貫していない、矛盾しているからです。人は、論理一貫している文章を読めば理解し易いと思うのですが、論理が一貫していない、矛盾している文章を読むと、この人は一体何を言いたいのかということで理解に苦しむはずです。この判決がまさにその典型だと思います。

具体的に述べますと、この判決の多数意見の部分は主に3つの理由から成り立っています。まず第一の部分を見ますと、ここでは憲法9条のもとで日本は自衛権を有する、自衛権まで放棄したものではないということを確認した上で、そのような9条のもとで許容される自衛のための措置について議論を始めています。この第一番目のところはそのように書いてあるのです。ところで、自分の国の指揮権や管理権が及ばない外国の軍隊のことを考えてみますと、そのような外国軍隊が日本に駐留していた場合、日本政府がその軍隊に日本の防衛に限ってその武力を行使してほしいと願ったとしても、そもそも指揮・命令ができないわけですから、そのような限定ができるはずありません。もともと自衛つまり日本防衛のための措置という形で議論を出発しているにもかかわらず、いつの間にか日本防衛のための武力行使に限定できない外国軍隊である米軍の駐留について議論し始めているというところに、まずは根本的なおかしさがある。自衛のための措置そのものとは到底言えない駐留米軍をここで認めるかのような議論をしてしまっているところに論理矛盾が生じています。

それから、2番目のほうは、日米安保条約について憲法98条2項及び前文の趣旨に反するかどうかが前提問題だからそれを議論すると言って論述を始めているのですが、ここで有名な統治行為論的なものが出てくる。ところで、この統治行為論について私自身は憲法がそんなものを認めていないと考えています。なぜかといいますと、これは小谷裁判官もこの判決の中で意見として指摘しているのですけれど、もともと条約だけでなく国会で制定される法律であってもこの判決でいうところの我が国の存立の基礎に極めて重大な関係を持つ高度の政治性を有するものはあるに決まっています。（その憲法適合性については暫く措くとして）自衛隊法もそうでしょうし、近年問題といわれながら立法化された「武力攻撃事態法」とか多々あります。この判決の論理からすると、こうした高度の政治性を有する法律については憲法適合性判断・司法審査ができないということになりますが、そんなことはあり得ません。憲法81条は、一切の法律が憲法に適合するかどうかを判断することを裁判所に認めているわけですから、この違憲立法審査権を定めた憲法81条から考えても、この統治行為論という考え方には問題があります。

それから、「一見極めて明白に違憲無効」という言い方をしていますけれども、一見極めて明白にということは「ひと目見てすぐ違憲無効だとわかる」とうことだと考えざるを得ないのですが、そもそも条約や立法についてひと目見てすぐ違憲無効とわかるようなものを専門の行政部局が策定するわけがない。だから、これは意味のない判断部分なのだと思います。

最後に第3の部分ですが、ここで判決は、米軍駐留の目的を「専ら」と言いながら「わが国」だけでなく「わが国を含めた極東の平和と安全を維持」することにあるとし、そのような米軍の駐留は「違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない」という言い方をしています。安保条約については統治行為論をもちだして司法審査になじまないなどと言いながら、そのような安保条約に基づく駐留米軍については一見極めて違憲無効とは言えないなどとする。これまた矛盾していますし、米軍駐留という形で安保条約そのものを判断したと考えたとしても、何でひと目見て違憲無効と言えないのかという理由は、どこにも書いていないのです。以上のとおりで、非常に理解しがたい判決理由です。

そして、この判決は、その理由づけはともか

くとして、安保条約あるいは米軍駐留について「ひと目見て違憲無効とまでは言えない」と言っただけのもので、少なくとも合憲と判断したわけではありません。多くの憲法学説もそう考えているはずです。

吉野　ありがとうございました。

皆さんもお持ちだと思いますが、この最高裁の判決文の２枚目の裏の７行目のところでしょうか。「したがって、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは裁判所の司法審査権の範囲外のものであって」とされている部分です。ここも含めて、またごらんいただければと思います。

この最高裁の判決について、立石さんからお話をしていただきましたが、土屋さんは当事者だったわけですが、この判決を聞いて、今度はどういうふうにお感じになりましたか。

土屋　当然これは、とんでもない判決で、まして差し戻しということですから。伊達判決そのものを否定した、とんでもない判決だと。実は伊達さんが裁判官をやめまして弁護士になり、法政大学の先生になったとき、その判決を出した30年後に講演をしている講演録がありまして、ここで非常に興味深いことを言っています。

そこで伊達さんが言っていることは、この裁判、やはり憲法裁判だと捉えているということと、要するに刑特法は違憲であるのか、そしてそれが適用できるのか、無効かと。そして、それを悩み考えた。その結果、いわゆる米軍駐留はやはり違憲であって、刑特法で軽犯罪法以上の重い刑をかけることはできない。軽犯罪法で、ただし起訴されていない以上、これは無罪なのだということを言っています。それからもう一つ、最高裁判決で裁判官15人全員が一致ということは大変意外に思った。何かがあるのではないかということをやっぱり感じた。政治的な背景があるかもしれないと思ったと言っています。

それと、もう一つは、今、先生が触れた統治行為論ですが、統治行為論を正面に振りかざした裁判で判断ができないのならば、違憲であるとか、ないとか、判断をすること自身がおかしい。裁判長の管轄外の裁判長の関知することはない。本来ならば１行で片がつく、極めて簡単な判決になるはずだと。私は大いに不服だと。決して純法律的な判断ではなく、最高裁は日本の政治的規範の中にある。私は正しいと思いませんが、極めて政治的判決。ですから、統治行為論で言う以上は、判決を出すべきではなかったのだ､最高裁は。ということを伊達さんはおっしゃっています。

吉野　興味深い講演。講演録ですね。

土屋　そうです。それで、言っています。最高裁が結局判決を出せない状況にあるのだけれども、そうなると、要するに伊達判決がそのまま置かざるを得ないから、最高裁としたら伊達判決は小しゃくだと。小しゃくなものを残したくないと考えたのかもしれないと、そんなことも言っていました。

吉野　そういう経緯で破棄差し戻しとなったわけですが、その後、どうなったかといいますと、結果として、1963年、昭和38年の12月26日に最高裁で再上告棄却という形で裁判が終わっているということであります。このときの最高裁長官は横田喜三郎長官にかわっていたということです。

再審請求について

吉野　そして、それから50年の時が経過して、砂川事件が過去の出来事になったように思われたのですが、しかし、今年になって、この砂川事件に関して再審請求がなされました。具体的には、今年６月17日に再審請求書が東京地裁に提出されたということですが、土屋さん、再審の請求を決意した、そのきっかけというのは何だったのでしょうか。

土屋　先ほど吉永先生がお話しになったとおりで、実は先ほど情報開示の話をしましたけれども、最高裁は文書が不存在だというので、僕ら、異議申立てをすると言いましたら、最高裁は上級審だから異議申し立てする場所がないから受け付けないとしました。それではどうしたらいいのですかと色々やりとりしたら、裁判でも何でもやってくれということかと言いましたら、「そのとおりだ」「何でもやってください」と。それで、何とか方法はないかというので、吉永先生ともずっと話して相談していました。それで、吉永先生が先ほど言ったように、横浜事件で免訴の判決が出たと。横浜事件での免訴は問題があるわけですけれども、逆にこれは使えるのではないかと、先生からのご提案もあって、免訴という再審請求をしようとなりました。それが去年の暮れ。今年の２月26日に記者発表をやったのです。そうしたら、その直後に集団的自衛権行使の閣議決定の法的根拠として、砂川裁判の最高裁の判決で集団的自衛権をいわゆる認めているというような、全くでたらめな根拠を持ち出してきたものですから、これはもうこのままほっとけないということで、吉永先生に大変ご苦労かけたのですが、何しろ早急にまとめ上げて国会開会中に提案したいということで、それで６月17日に請求を提出するということに決めたわけです。

吉野　なるほど。６月17日に提出したというのは、そういう事情があったのですか。結構これは大急ぎで出したという感じだったのでしょうか。

今、集団的自衛権の行使容認の根拠に使われたという話がありましたが、これは自民党の副総裁の高村正彦さんが、この砂川最高裁判決を集団的自衛権行使容認の理由として取り上げたという、そういうことでよろしいでしょうか。

土屋　それと、安保法制懇ね。要するに安倍晋三の私的諮問機関、あそこでも答申書の中にはっきり出ています。

吉野　今の話の中で、吉永さんのアイデアというのがあるということが出てきましたが、吉永さんにお聞きしますが、この再審請求、今回のその内容と意義についてはいかがでしょうか。

吉永　ちょっと２つばかり、今までの話で補足させていただきたいのですが、田中長官が裁判長だった最高裁の判決で伊達判決が破棄されて、第一審に事件が戻って、東京地裁が被告人らに対して罰金2,000円の有罪判決をしました。それに対して被告人らが控訴上告したけれども、容れられずに、その罰金が確定したと、そうい

う経過があります。

それと、もう一つは、先ほど立石先生が評議の秘密を田中長官が漏らしたことについて、そこは確定できるだろうかという若干の疑問を提起されておりましたので、私は末浪さんが発見した、皆さんの手元にございます資料をよく読めば、評議の秘密を漏らしたと断定できるのではないかと思っています。それは私の見解でございます。それが再審請求の根拠にもなっています。

再審請求についてですが、ここで法律論を、与えられた時間の５分で述べるというのは非常に難しいので、法律論は省略して簡単にご説明します。憲法 37 条１項は、「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と、憲法は被告人に公平な裁判所の裁判を受ける権利を有すると書かれています。そうすると、刑事裁判、皆さん、自分で被告人になったつもりで、例えば業務上過失傷害致死の事件で法廷に引き出されたとして、その担当裁判官がひそかに被害者と会っていたらどういう気持ちを抱くでしょうか。つまり、この砂川事件の被害者はアメリカ合衆国なのです。その被害者であるアメリカ合衆国と田中裁判長が会っていた。これで公平な裁判が可能かといえば、当然不可能であるということが再審請求の基本になっています。

それで、この公平な裁判という問題は、過去、かつての 50 年前のことではなくて、現在の問題でもあります。埼玉弁護士会が熱を入れて司法の問題を問いただしているというのは、まさにそのことを問いただしていることだろうと私は思っています。この中には裁判を経験された方が、ひょっとしたらいらっしゃるのではないかと思います。そして、裁判を経験された方は、多くの不満を持っています。その不満の理由は、決して単に裁判に負けたからというのではありません。裁判官が丁寧に審理をしない、論点を外す。先ほど出ました矛盾の不合理な判決文を書く。要するに、訴えていることをきちっと理解しない。理解した上で判決するのならいいのですが、理解しないまま判決する。要するにいいかげんな裁判が世の中にはまかり通っています。そういうことは、なぜそんなことが起きるのかということで、埼玉弁護士会はいろいろなシンポジウムを設けて議論をされていると思います。

私は一つだけ皆さんにその原因をご説明します。それは、裁判官は転勤と昇給があるのです。普通は大体３年に１度、裁判官は転勤をすると言われています。そして、昇給は、何号俸から何号俸へという例の公務員と同じシステムをやっている。転勤と昇給があれば、裁判官は、とても自由な発想で良心に従って、あるいは憲法に従って判決することは不可能であると私は断言できると思います。

時間ということなので、１つだけ、再審請求の現状を申し上げます。６月 17 日に提出して、再審請求書に対して検察官が意見書を出すことになっています。その意見書が 12 月１日までと東京地裁から指定されていますので、それまでに検察官の意見書が出ると思います。そうすると、意見書が出ると、今度は我々がそれに反論を書くというような、今、手続の進行になっております。

吉野　非常に短い時間の中で、ありがとうございました。

今の裁判官のお話については、「崩壊している司法」という著作の中でも触れられています。

再審の申し立てがなされたということで、過去の 50 年前の件を現在の最高裁が、この田中長官の行為に関してどのような判断を下すのかというのは非常に興味深いところでありまして、再審事件の行方について見守っていかなければならないと思っています。

最後にひとこと

吉野　パネリストの皆さんのご協力によりまして、何とか時間内におさまる感じになってきました（笑）。最後にひとこと、２分ぐらいずつありますので、それでは土屋さんからお願いします。

土屋　最後に当たりまして、今日ここに多くの皆さんがこのパネルを聞いてくださったことに対して、まず感謝申し上げたいと思っています。それと、何しろ埼玉弁護士会の皆さんが大変な努力でこういう集会を計画されて、私どもにこういう発言の機会を下さったということについて、改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

それと、正直申し上げまして、この再審請求はそう簡単なものではないと思っています。と同時に、今回再審のために提出している証拠は、末浪さん、新原さん、布川さんの米公文書館で発見された文書で、これほど証拠能力の高い文書はないわけですから、そういう意味では、現在、刑事第 10 部の裁判長の田辺裁判長がどう扱うか。当然これは安保体制の根幹に及ぼすような裁判になる可能性もあるわけですから、僕は田辺裁判長の良心に訴えて、彼女がきちっとした結論を出すことをまず望みます。

と同時に、先ほど言ったように安保体制の根幹を揺るがすような問題になりますので、安倍政権としてもいろんな形での介入が当然予想されます。それをはね返すためにも、やっぱり皆さん方のこの再審に対する意識を持っていただくと同時に支援していただくのが非常に大事です。どうも、今日はありがとうございました。

吉野　吉永さん、お願いします。

吉永　私は２点だけ申し上げます。

１つは田中最高裁判官のことですが、破棄判決をした翌年の 1960 年５月に開かれた裁判官を集めた会堂で彼はこう述べています。裁判官の政治的中立は憲法に対する絶対的忠誠を当然に前提として、党派的な行動をしないということである。司法においては憲法という一つの超党派的立場あるのみである。こういうふうに述べながら、37 条１項に違反した行動をとった。要するにダブルスタンダードなのです。彼は裁判官としては失格であると断言できます。

２つ目、皆さんは、事件当事者、あるいは学校でおかしな裁判があったら、上訴ができるのだから、控訴上告しなさいと勧められ、またそ

ういうふうに習っていると思います。しかし、それだけでは裁判はよくなりません。おかしな裁判を受けた人や当事者だけではなくて、国民は裁判官に対して、場合によっては内容証明郵便で、おまえはこういう判決を出して、ここはおかしいじゃないかという苦情を出さないと、裁判官は永久にいいかげんな判決を出し続けます。そういった意味で、政治家に対して抗議するのと同じような意味で、裁判官に抗議することが必要であると私は思っています。

本当に今日は埼玉弁護士会とここに集まっていただいた方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

吉野　末浪さん、お願いします。

末浪　私もまず埼玉弁護士会の先生方に深く感謝したいと思います。私は、アメリカの公文書館でマッカーサーと田中耕太郎の密談、その他の文書を見つけまして、この日本の司法の問題、やっぱり多くの方々にわかってもらいたい、何よりもまず法曹界の先生方にと思いまして、多くの先生方に話を聞いていただきましたけれども、弁護士会としてこのように私が話をする集会を持ってくださったのは、初めてであります。本当にありがとうございます。

マッカーサーと田中耕太郎の関係及び日本の最高裁についてのアメリカ国務省の評価、その辺の文書については、この密談だけではなくて、戦後一貫して、とりわけ伊達判決が出てから、それから最高裁砂川判決が出てからもたくさんあります。例えば、最高裁砂川判決が出た日の夕方午後６時の秘密電報では、全会一致で判決したことによって、これによって、もう日本の防衛問題、基地の問題が解決したのだと言っています。一審の差し戻し判決が出た段階では、これによって日本における米軍の地位は不動のものになったと言っています。これが今日もアメリカ軍が日本国内において好きなことをやっている根拠になっていると私は思います。

同時に、私はもう一つ言わせていただきたいのですけれども、問題はこの砂川判決の問題だけではないということです。私は長い間、米公文書館に行っておりましたから、米軍駐留に関するたくさん文書を入手しました。その一部はここ（『対米従属の正体』）に書いてあるのですけれども、例えばアメリカ軍が日本国内から自由に海外に出撃して戦闘に参加できる密約もあります。それから、アメリカ軍が日本の法令にとらわれずに行動してもよいという密約。これは田中角栄首相の時であります。田中角栄がハワイのクイリマホテルでニクソンやキッシンジャーと行った密談で、そういう約束をしております。その他たくさんの密談、密約がございます。

この本を読んでいただければ、そうした裏の話もわかります。まだ学界ではほとんど取り上げられておりません。法曹界においても、まだ十分に取り上げられていないと思います。例えば日本の集団的自衛権行使の解釈改憲の問題も、やはりここに根幹があると思います。よろしくお願いいたします。

吉野　お話を聞いていて、密談だらけという感じですけれども、「対米従属の正体」という本ですので、覚えていってください。

では、最後に立石さん、お願いします。

立石　きょうの集会を通じまして、皆様には司法の独立がこの国には全然根づいていないということをご理解いただけたかと思います。司法の独立は三権分立の要ですし、最高裁は人権保障の最後の砦なのです。ですから、今後とも私たちは、こういった最高裁判所を改革する市民集会を続けていきたいと思っています。その折には、みなさま是非ともまたご参加いただきますようお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

吉野　パネリストの皆さん、ありがとうございました。

まだまだ話し足りないことが残っているとは思いますが、時間となってしまいました。

先ほどもちょっと触れたのですが、このように政府や裁判所が我々国民の目に触れない場所で秘密裏に物事を進めて、国民にはこれを隠したり、あるいは異なった情報を流すということが、過去の話ではなくて、もしかしたら現在進行形で行われているという可能性もあるのではないでしょうか。こういうことを防ぐのは簡単ではないと思いますが、とにかく私たち国民が監視をし続けるということしかないのではないかと思います。

皆さん、長い間にわたりご清聴いただきましてありがとうございました。

司会
申　景秀 氏

最後の挨拶
菊地　陽一 氏

資料

東京地方裁判所判決

昭和 34 年 3 月 30 日

最高裁判所判決

昭和 34 年 12 月 16 日

東京地方裁判所昭和３２年（特わ）第３６７号、第３６８号
昭和３４年３月３０日宣告

主　　文

本件各公訴事実につき、被告人、同○○○○、同○○○○○、同○○○○、同土屋源太郎、同○○○○○、同○○○○はいずれも無罪。

理　　由

本件公訴事実の要旨は、東京調達局においては日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法及び土地収用法により内閣総理大臣の使用認定を得て、昭和三十二年七月八日午前五時十五分頃からアメリカ合衆国空軍の使用する東京都多摩郡砂川町所在の立川飛行場内民有地の測量を開始したが、この測量に反対する砂川町基地拡張反対同盟員及びこれを支援する各種労働組合員、学生団体員等千余名の集団は同日早朝から右飛行場北側境界柵外に集合して反対の気勢をあげ、その中の一部の者により滑走路北端附近の境界柵は数十米に亘つて破壊された。被告人、同○○○○、同○○○○○、同○○○○、同土屋源太郎、同○○○○○は右集団に参加していたものであるが、他の参加者三百名位と意思相通じて同日午前十時四十分頃から同十一時三十分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界枠の破壊された箇所からアメリカ合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である前記立川飛行場内に深さ四・五米に亘つて
立入り、被告人は国鉄労働組合の一員として右集団に参加していたものであるが、同日午前十時三十分頃から同十一時五十分頃までの間に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所から合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である前記立川飛行場内に深さ二・三米に亘つて立入つたものであるというので、按ずるに、
（関係証拠・・・省略）
によれば

被告人、同○○○○、同○○○○○、同○○○○、同土屋源太郎、同○○○○○は共同して昭和三十二年七月八日午前十時三、四十分頃から午前十一時頃迄の間に正当な理由がないのにアメリカ合衆国軍隊が使用する区域であつて入ることを禁じた場所である東京都北多摩郡砂川町所在立川飛行場内に深さ約四・五米に亘つて立入り、被告人は同日午前十時三十分頃から午前十一時三十分頃迄の間に正当な理由がないのに前記立川飛行場内に深さ約二・三米に亘つて立入つたことが認められる。

右事実は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（以下刑事特別法と略称する。）第二条に該当するが、同法条は、日米安全保障条約に基いてわが国内に駐留する合衆国軍隊が使用する一定の施設又は区域内における合衆国軍隊及びその構成員等の行動、生活等の平穏を保護するため右施設又は区域にして入ることを禁止した場所に対する、正当な理

由なき立入又は不退去を処罰するものであるところ、これに対応する一般刑罰法規としては、軽犯罪法第一条第三十二号の正当な理由なく立入禁止の場所等に入つた者に対する処罰規定を見出すことができ、従つて刑事特別法第二条は右の軽犯罪法の規定と特別法、一般法の関係にあるものと解することができる。しかして、両者間の刑の軽重をみるに、軽犯罪法は拘留又は科料（情状により刑を免除又は併科し得る。）を科し得るに止まるのに対し、刑事特別法第二条は一年以下の懲役又は二千円以下の罰金若しくは科料を科し得るのであつて、後者においては前者に比してより重刑をもつて臨んでいるのであるが、この差異は法が合衆国軍隊の施設又は区域内の平穏に関する法益を特に重要に考え、一般国民の同種法益よりも一層厚く保護しようとする趣旨に出たものとみるべきである。そこでもしこの合衆国軍隊の駐留がわが国の憲法に何等牴触するものでないならば、右の差別的取扱は敢えて問題とするに足りないけれども、もし合衆国軍隊の駐留がわが憲法の規定上許すべからざるものであるならば、刑事特別法第二条は国民に対して何等正当な理由なく軽犯罪法に規定された一般の場合よりも特に重い刑罰を以て臨む不当な規定となり、何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第三十一条及び右憲法の規定に違反する結果となるものといわざるを得ないのである。そこで以下この点について検討を進めることとする。

日本国憲法はその第九条において、国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。即ち同条は、自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（憲法前文第一段）しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」（憲法前文第二段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」（憲法前文第二段）とする、即ち戦争を国際平和団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来のわが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならない。従つて憲法第九条の解釈は、かような憲法の理念を十分考慮して上で為さるべきであつて、単に文言の形式的、概念的把握に止まつてはならないばかりでなく、合衆国軍隊のわが国への駐留は、平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。

そこで合衆国軍隊の駐留と憲法第九条の関係を考察するに、前記のようにわが国が現実的にはその安全と生存の維持を信託している国際連合の機関による勧告又は命令に基いて、わが国に対する武力攻撃を防禦するためにその軍隊を駐留せしめるということであればあるいは憲法第九条第二項前段によつて禁止されている戦力の保持に該当しないかもしれない。しかしながら合衆国軍隊の場合には、わが国に対する武力攻撃を防禦するためわが国がアメリカ合衆国に対して軍隊の配備を要請し、合衆国がこれを承諾した結果、極東における国際の平和と安全の維持及び外部からの武力攻撃に対するわが国の安全に寄与し、且つ一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起こされたわが国内における大規模な内乱、騒じようの鎮圧を援助する目的でわが国内に駐留するものであり（日米安全保障条約第一条）、わが国はアメリカ合衆国に対してこの目的に必要な国内の施設及び区域を提供しているのである（行政協定第二条第一項）。従つてわが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国に加えられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であるとして、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得るのであつて、その際にはわが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従つて日米安全保障条約によつてかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。

しかしながらこの点はさて措き、わが国が安全保障条約において希望したところの、合衆国軍隊が外部からの武力攻撃に対してわが国の安全に寄与するため使用される場合を考えて見るに、わが国は合衆国軍隊に対して指揮権、管理権を有しないことは勿論、日米安全保障条約上合衆国軍隊は外部からのわが国に対する武力攻撃を防禦すべき法的義務を負担するものではないから、たとえ外部からの武力攻撃が為された場合にわが国がその出動を要請しても、必ずしもそれが容れられることの法的保障は存在しないのであるが、日米安全保障条約締結の動機、交渉の過程、更にはわが国とアメリカ合衆国との政治上、経済上、軍事上の密接なる協力関係、共通の利害関係等を考慮すれば、そのような場合に合衆国がわが国の要請に応じ、既にわが国防衛のため国内に駐留する軍隊を直ちに使用する現実的可能性は頗る大きいものと思料されるのである。而してこのことは行政協定第二十四条に「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域防衛のため必要な共同措置を執り、且つ安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。」と規定されていることに徴しても十分窺われるところである。

ところでこのような実質を有する合衆国軍隊がわが国内に駐留するのは、勿論アメリカ合衆国の一方的な意思決定に基くものではなく、前述のようにわが国政府の要請と、合衆国政府の承諾という意思の合致があつたからであつて、従つて合衆国軍隊の駐留は一面わが国政府の行為によるものという

ことを妨げない。蓋し合衆国軍隊の駐留は、わが国の要請とそれに対する施設、区域の提供、費用の分担その他の協力があつて始めて可能となるものであるからである。かようなことを実質的に考察するとき、わが国が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で合衆国軍隊の駐留を許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第九条第二項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。

もとより、安全保障条約及び行政協定の存続するに限り、わが国が合衆国に対しその軍隊を駐留させ、これに必要なる基地を提供しまたその施設等の平穏を保護しなければならない国際法上の義務を負担することは当然であるとしても、前記のように合衆国軍隊の駐留が憲法第九条第二項前段に違反し許すべかざるものである以上、合衆国軍隊の施設又は区域内の平穏に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しないところであるから、国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもつて臨む刑事特別法第二条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続によらなければ刑罰を科せられないとする憲法第三十一条に違反し無効なものといわなければならない。

よつて被告人等に対する各公訴事実は起訴状に明示せられた訴因としては罪とならないものであるから、刑事訴訟法第三百三十六条により被告人等に対しいずれも無罪の言渡をすることとし、主文のとおり判決する。

（裁判官　伊達秋雄　清水春三　松本一郎）

最高裁判所昭和３４年（あ）第７１０号

昭和３４年１２月１６日宣告　最高裁判所大法廷

原審　東京地方裁判所

主　　文

原判決を破棄する。

本件を東京地方裁判所に差し戻す。

理　　由

東京地方検察庁検事正野村佐太男の上告趣意について。

原判決は要するに、アメリカ合衆国軍隊の駐留が、憲法九条二項前段の戦力を保持しない旨の規定に違反し許すべからざるものであるということを前提として、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約三条に基く行政協定に伴う刑事特別法二条が、憲法三一条に違反し無効であるというのである。

一、先ず憲法九条二項前段の規定の意義につき判断する。そもそも憲法九条は、わが国が敗戦の結果、ポツダム宣言を受諾したことに伴い、日本国民が過去におけるわが国の誤つて犯すに至つた軍国主義的行動を反省し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、深く恒久の平和を念願して制定したものであつて、前文および九八条二項の国際協調の精神と相まつて、わが憲法の特色である平和主義を具体化した規定である。すなわち、九条一項においては「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することを宣言し、また「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定し、さらに同条二項においては、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と規定した。かくのごとく、同条は、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているのであるが、しかしもちろんこれによりわが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではないのである。憲法前文にも明らかなように、われら日本国民は、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとつとめている国際社会において、名誉ある地位を占めることを願い、全世界の国民と共にひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するのである。しからば、わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。すなわち、われら日本国民は、憲法九条二項により、同条項にいわゆる戦力は保持しないけれども、これによつて生ずるわが国の防衛力の不足は、これを憲法前文にいわゆる平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼することによつて補ない、もつてわれらの安全と生存を保持しようと決意したのである。そしてそれは、必ずしも原判決のいうように、国際連合の機関である

安全保障理事会等の執る軍事的安全措置等に限定されたものではなく、わが国の平和と安全を維持するための安全保障であれば、その目的を達するにふさわしい方式又は手段である限り、国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができることはもとよりであつて、憲法九条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではないのである。

そこで、右のような憲法九条の趣旨に即して同条二項の法意を考えてみるに、同条項において戦力の不保持を規定したのは、わが国がいわゆる戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、同条一項において永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると解するを相当とする。従つて同条二項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しないと解すべきである。

二、次に、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に反するかどうかであるが、その判断には、右駐留が本件日米安全保障条約に基くものである関係上、結局右条約の内容が憲法の前記条章に反するかどうかの判断が前提とならざるを得ない。

しかるに、右安全保障条約は、日本国との平和条約（昭和二七年四月二八日条約五号）と同日に締結せられた、これと密接不可分の関係にある条約である。すなわち、平和条約六条（ａ）項但書には「この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐とん又は駐留を妨げるものではない。」とあつて、日本国の領域における外国軍隊の駐留を認めており、本件安全保障条約は、右規定によつて認められた外国軍隊であるアメリカ合衆国軍隊の駐留に関して、日米間に締結せられた条約であり、平和条約の右条項は、当時の国際連合加盟国六〇箇国中四〇数箇国の多数国家がこれに賛成調印している。そして、右安全保障条約の目的とするところは、その前文によれば、平和条約の発効時において、わが国固有の自衛権を行使する有効な手段を持たない実状に鑑み、無責任な軍国主義の危険に対処する必要上、平和条約がわが国に主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章がすべての国が個別的および集団的自衛の固有の権利を有することを承認しているのに基き、わが国の防衛のための暫定措置として、武力攻撃を阻止するため、わが国はアメリカ合衆国がわが国内およびその附近にその軍隊を配備する権利を許容する等、わが国の安全と防衛を確保するに必要な事項を定めるにあることは明瞭である。それ故、右安全保障条約は、その内容において、主権国としてのわが国の平和と安全、ひいてはわが国存立の基礎に極めて重大な関係を有するものというべきであるが、また、その成立に当つては、時の内閣は憲法の条章に基き、米国と数次に亘る交渉の末、わが国の重大政策として適式に締結し、その後、それが憲法に適合するか否かの討議をも含めて衆参両院において慎重に審議せられた上、適法妥当なものとして国会の承認を経たものであることも公知の事実である。

ところで、本件安全保障条約は、前述のごとく、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねらるべきものであると解するを相当とする。そして、このことは、本件安全保障条約またはこれに基く政府の行為の違憲なりや否やが、本件のように前提問題となつている場合であると否とにかかわらないのである。

三、よつて、進んで本件アメリカ合衆国軍隊の駐留に関する安全保障条約およびその三条に基く行政協定の規定の示すところをみると、右駐留軍隊は外国軍隊であつて、わが国自体の戦力でないことはもちろん、これに対する指揮権、管理権は、すべてアメリカ合衆国に存し、わが国がその主体となつてあだかも自国の軍隊に対すると同様の指揮権、管理権を有するものでないことが明らかである。またこの軍隊は、前述のような同条約の前文に示された趣旨において駐留するものであり、同条約一条の示すように極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、ならびに一または二以上の外部の国による教唆または干渉によつて引き起されたわが国における大規模の内乱および騒じようを鎮圧するため、わが国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することとなつており、その目的は、専らわが国およびわが国を含めた極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないようにすることに存し、わが国がその駐留を許容したのは、わが国の防衛力の不足を、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外ならないことが窺えるのである。

果してしからば、かようなアメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法九条、九八条二項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは、到底認められない。そしてこのことは、憲法九条二項が、自衛のための戦力の保持をも許さない趣旨のものであると否とにかかわらないのである。　（なお、行政協定は特に国会の承認を経ていないが、政府は昭和二七年二月二八日その調印を了し、同年三月上旬頃衆議院外務委員会に行政協定およびその締結の際の議事録を提出し、その後、同委員会および衆議院法務委員会等において、種々質疑応答がなされている。そして行政協定自体につき国会の承認を経べきものであるとの議論もあつたが、政府は、行政協定の根拠規定を含む安全保障条約が国会の承認を経ている以上、これと別に特に行政協定につき国会の承認を経る必要はないといい、国会においては、参議院本会議において、昭和二七年三月

二五日に行政協定が憲法七三条による条約であるから、同条の規定によつて国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決され、また、衆議院本会議において、同年同月二六日に行政協定は安全保障条約三条により政府に委任された米軍の配備規律の範囲を越え、その内容は憲法七三条による国会の承認を経べきものである旨の決議案が否決されたのである。しからば、以上の事実に徴し、米軍の配備を規律する条件を規定した行政協定は、既に国会の承認を経た安全保障条約三条の委任の範囲内のものであると認められ、これにつき特に国会の承認を経なかつたからといつて、違憲無効であるとは認められない。）

しからば、原判決が、アメリカ合衆国軍隊の駐留が憲法九条二項前段に違反し許すべからざるものと判断したのは、裁判所の司法審査権の範囲を逸脱し同条項および憲法前文の解釈を誤つたものであり、従つて、これを前提として本件刑事特別法二条を違憲無効としたことも失当であつて、この点に関する論旨は結局理由あるに帰し、原判決はその他の論旨につき判断するまでもなく、破棄を免かれない。

よつて刑訴四一〇条一項本文、四〇五条一号、四一三条本文に従い、主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官田中耕太郎、同島保、同藤田八郎、同入江俊郎、同垂水克己、同河村大助、同石坂修一の補足意見および裁判官小谷勝重、同奥野健一、同高橋潔の意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

（以下、補足意見及び意見につき省略）

昭和三四年一二月一六日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田　中	耕太郎
裁判官	小　谷	勝　重
裁判官	島	保
裁判官	斎　藤	悠　輔
裁判官	藤　田	八　郎
裁判官	河　村	又　介
裁判官	入　江	俊　郎
裁判官	池　田	克
裁判官	垂　水	克　己
裁判官	河　村	大　助
裁判官	下飯坂	潤　夫
裁判官	奥　野	健　一
裁判官	高　橋	潔
裁判官	高　木	常　七
裁判官	石　坂	修　一

田中最高裁長官と米国の密約を曝く

今甦る砂川事件伊達判決

報告集

2015年3月

埼玉弁護士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂4-7-20

TEL.048-863-5255　FAX.048-866-6544